

# 台湾の知財分野における 新型コロナウイルス感染症の影響

Impact of COVID-19 on the intellectual property field in Taiwan

公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所 經濟部主任

## 中根 知大

2007年特許庁入庁。化学分野の審査官、調整課審査企画室補佐、新エネルギー・産業技術総合開発機構出向等を経て、2020年6月から現職。

### 1 はじめに

2020年、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、台湾は迅速な対策が功を奏し、約8か月間にわたって域内感染者が発生しない状況が続いていた。

しかしながら、台湾では、その後、これまでに二度の域内感染拡大が起きた。まずは、2021年5月に域内感染が拡大し、ピーク時には1日あたり数百人の新規感染者が確認された。外出時の常時マスク着用、飲食店・飲料店での店内飲食の全面禁止のほか、集会活動において厳しい人数制限が設けられるなど、各種防疫措置が強化された。

二度目は、2022年3月下旬頃から域内感染拡大が加速した。ピーク時には1日あたり90000人を超える新規感染者が確認された。同年4月に台湾当局が「ゼロコロナ」から経済と感染対策のバランスをとる「重症者ゼロ」に方針転換をしたこともあり、前年の感染拡大時ほど厳しい防疫措置は講じられなかった。それでも、依然として、外出時の原則マスク着用といった措置は維持されている。

このように新型コロナウイルス感染症の初期封じ込めに成功したといわれる台湾においても、コロナ禍に見舞われ、経済や生活などさまざまな面において影響を受けている。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも知財分野に注目し、台湾においてどのような変化が生じたかを紹介する。

### 2 出願件数の変化

台湾における特許・実用新案・意匠・商標の出願件数の推移を図1に示した。

特許については、2020年は、前年より出願件数が3.3%減少したものの、2021年は、前年より5.3%増加し、回復の兆しを見せた。2020年に関しては、台湾外出願人による出願のみが減少しており、台湾出願人による出願は若干ではあるが前年より増加している。これは、同年の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大が企業の経済活動に影響を及ぼしたものの、初期の封じ込めに成功した台湾においては、その影響が限定的であったことによるものと考えられる。

また、台湾出願人による特許出願件数は、ここ数年、増加傾向にあり、2021年は、台湾で初めて域内感染拡大が起きたにもかかわらず、前年より2.8%も出願が増加した。この点について、台湾の特許庁にあたる智慧財産局は、コロナ禍の影響により、デジタル化のニーズが高まり、関連する産業の発展が活発化したことによるのではないかと推察している<sup>1</sup>。

実用新案については、コロナ禍以前から出願件数は減少傾向にある。台湾外出願人による出願件数は近年おおむね横ばいであるが、出願の大半を占める台湾出願人による出願件数の減少が大きく影響している。

意匠については、ここ数年、8000件台で推移してきたが、2019年以降は減少しており、2021年には

1 智慧財産局へのヒアリングによる。なお、他の箇所にも同ヒアリングにより得た情報が含まれる。

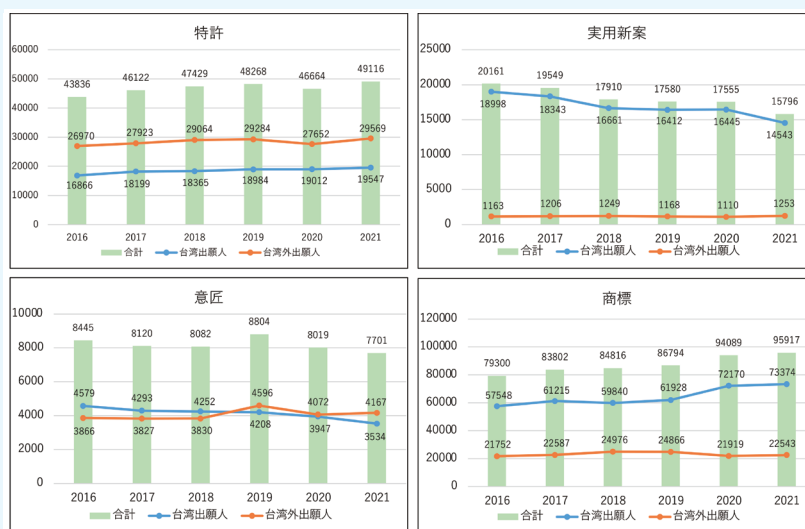


図1 台湾における特許・実用新案・意匠・商標の出願件数の推移  
出典：智慧財産局ウェブサイト

8000件を割った。台湾出願人による出願は年々減少しており、2019年以降は、台湾外出願人による出願を下回っている点が最近の特徴として挙げられる。

商標については、2020年は前年比8.4%増、2021年は同1.9%増と、コロナ禍にあっても増加の一途をたどっている。特に台湾出願人による出願件数の増加が目立つ。智慧財産局によれば、世界的なコロナ禍により台湾での商業活動に変化があり、コロナ禍に対応して新しい商品・役務を開発したことや新しい取引モデルを推進していることなどが、出願件数増加の原因となっているのではないかとしている。

### 3 智慧財産局の対応・取組

智慧財産局では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、在宅勤務・時差出勤等の対応を取ったほか、コロナ関連のさまざまな情報提供や取組を行ってきた。

#### 3.1 コロナ禍での業務維持に向けた対応

2020年3月、智慧財産局は、コロナ禍でも業務を維持するための対応措置を定めた。ただ、上述のとおり2020年は、台湾域内での感染状況は安定しており、上記措置に基づいた対応が取られることはなかった。

しかしながら、台湾で域内感染が拡大した2021年5～7月及び2022年4月以降の時期には、接触感染リスク回避と人流分散のため、上記措置に基づいて、在宅勤務、時差出勤等が行われた。

専利<sup>2</sup>や商標の審査についても、一部の業務を除き、在宅でも通常の審査業務を実施できるような環境が整備されている。そのため、智慧財産局では、これまでのところ審査処理に関して大きな影響は出ていないとのことである。

#### 3.2 COVID-19の影響により法定期間・指定期間を徒過した場合の取り扱い

専利出願、商標登録出願に関して、COVID-19の影響により法定期間・指定期間を徒過した場合の取り扱いは、智慧財産局のウェブサイトに公表されている<sup>3</sup>。該当する場合には、出願人ないし代理人が必要な手続きを行うことにより、基本的に、智慧財産局は、個別案件の具体的な状況に応じて柔軟に対応することとされている。

なお、智慧財産局によれば、この取り扱いにより救済された事例が実際にあったとのことである。

#### 3.3 ワクチンや治療薬に関する特許情報の提供

各界の参考のため、上市されているCOVID-19ワクチンに関する特許情報及びその特許のポイントとなる技術が智慧財産局のウェブサイトに公表されている<sup>4</sup>。2022年7月末時点では、7種類のワクチンについ

2 「専利」には、「特許」、「実用新案」、「意匠」が含まれる。  
3 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-853-875596-c5b14-1.html>  
4 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-853-888241-0d50d-1.html>

て、台湾内外の関連する特許が掲載されている。

また、市場参入する医薬品メーカーに対する情報提供として、世界の COVID-19 の潜在的な治療薬に関する台湾での医薬品許可証の発行状況及び関連する特許情報が智慧財産局のウェブサイトで公表されている<sup>5</sup>。2022年7月末時点で約200種類の医薬品についての情報が掲載されている。

### 3.4 防疫関連特許サーチ機能の提供

智慧財産局が提供する特許検索システムであるグローバル特許検索システムでは、防疫関連の特許サーチ機能を提供している<sup>6</sup>。この機能では、「マスク」、「検査」、「ワクチン」といった防疫に関連する14の分野について簡単に特許を検索することができるようになっている。



図2 防疫関連特許サーチ機能の検索画面

### 3.5 特許のオンライン面接

智慧財産局は、2020年11月から、コロナ禍における臨時的な措置として、専利代理人が審査官との面接現場にいた上で、専利代理人自らがオンライン設備を準備すれば、専利出願人がオンライン方式で面接に出席できるようになった<sup>7</sup>。ただ、この措置では、オンライン方式で出席している専利出願人は審査官と直接コミュニケーションを取ることができないとされていた。

その後、2022年3月には、IT技術の発展に加え、COVID-19の影響により当事者が智慧財産局に出向いて面接を受けることができないといった、社会情勢の変化への対応を背景として、一定の条件を満たせば、専利出願人、専利代理人ともにオンライン方式で審査官との

面接を実施できるようになった<sup>8</sup>。智慧財産局によれば、この措置により2022年6月末までに、6件のオンライン面接が実施されたとのことである。

### 3.6 COVID-19 知財ニュースコーナーの開設

智慧財産局では、同局のウェブサイト内に COVID-19 知財ニュースコーナー<sup>9</sup>を設け、上述した情報を含め、知財分野における COVID-19 関連の各種情報を発信している。



図3 COVID-19 知財ニュースコーナーの画面

## 4 台湾税関での商標権侵害物品の差止め手続きの緩和

台湾税関では商標権侵害物品の取締りを行っているが、その細かい運用については、「税関による商標権益保護措置の実施弁法」に規定されている。この弁法が2021年9月に改正され、商標権侵害物品の差止め手続きが緩和された。

弁法改正前の運用では、台湾税関から商標権侵害疑義物品が発見された旨の通知を受けた場合、商標権者は、原則として24時間以内（空輸出の場合4時間以内）に税関に出頭し、発見されたものが商標権侵害物品かどうかの確認を行う必要があった。仮に期限までに出頭しない場合には、たとえそれが模倣品であったとしても通関されてしまうことになっていた。そのため、商標権者である日系企業からは、台湾側に対して、税関への出頭の要件を緩和してほしいとの要望が上がっていた。

今般の弁法改正により、商標権者は必ずしも税関に出頭する必要がなくなった。台湾税関が提供するプラット

5 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-853-874498-cb73d-1.html>

6 <https://gpss3.tipo.gov.tw/gpsskmc/gpssbkm?!!FUNC230>

7 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-853-895922-eda0b-1.html>

8 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-902710-65e97-1.html>

9 <https://www.tipo.gov.tw/tw/lp-853-1.html>

表 1 「税関による商標権益保護措置の実施弁法」改正のポイント

	改正前	改正後(2021年9月15日施行)
税関で発見された商標権侵害疑義物品の真偽の確認方法	税関に出頭した上で、現物を直接確認	税関が摘発時に撮影した商標権侵害疑義物品の写真データを、税関のプラットフォームから取得することが可能。 この写真データを参考にして、 <b>オンライン</b> で手続きを進めることも可能
鑑定報告書の提出方法	書面で提出	税関のプラットフォームを利用して <b>オンライン</b> での提出も可能
鑑定報告書の提出期限の延長申請方法	書面で提出	税関のプラットフォームを利用して <b>オンライン</b> での提出も可能

フォーム上で商標権侵害疑義物品の写真が提供されるようになったため、この写真を見て商標権者が真偽を判断できるのであれば、出頭せずともオンライン上で手続きを進めることができようになった。また、税関での真偽の確認後、商標権者は鑑定報告書を提出する必要があるが、弁法改正により、上記プラットフォームからオンラインで提出できるようになった。

実は、この弁法改正には新型コロナウイルス感染症が影響している。弁法改正草案についてのパブリックコメントは、台湾域内感染が拡大した時期である2021年6月に開始された。そのプレスリリース<sup>10</sup>には、この改正により、商標権者等の費用、時間及び人的コストを削減できるだけでなく、税関職員との対面接触による新型コロナウイルス感染のリスクを効果的に低減できる旨記載されている。また、パブリックコメントと並行して、上述のプラットフォームを新たに構築された。台湾当局によれば、構築期間は約1か月ということであるから、域内感染拡大を受けて、弁法改正をいかに急いだのかがうかがえる。

この度の弁法改正は、これまでの日本側からの長年にわたるはたらきかけがあった上で実現したことではあるが、改正の時期や状況から見ると、台湾での域内感染拡大が最後の大きな後押しとなったといえるであろう。

## 5 おわりに

智慧財産局では、現在、審判制度の改革を最優先の取組課題としている。これは、コロナ禍以前の2019年から検討が始まったものであるが、コロナ禍以降も、関係機関との協議・検討を重ねつつ、地道に法改正に向けた作業を進めてきた。この法改正が実現すれば、台湾の審判制度が日本の制度に近づくため、日本の知財制度ユーザーにとって喜ばしいことと考えられる。ただ、法改正の時期については、智慧財産局としても、コロナ禍の影響もあり、見通しが立たないという。

今後、コロナ禍が一刻も早く収束することを祈りつつ、台湾における審判制度改革が早急に実現することを期待したい。

10 <https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=b65215ddf6db4f539fe4c70569b5b2c5>